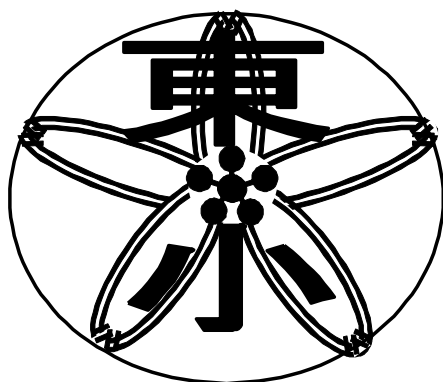


富士見市立水谷東小学校 いじめ防止基本方針



平成27年12月策定
令和7年6月改定

第1 いじめの防止等の基本理念

いじめは、どの児童生徒、どの学校にも起こりうるもので、全ての児童生徒に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるように対策を講じなければならない。

また、全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒が十分に理解できるように育まなければならない。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、市、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

第2 いじめの禁止

児童等は、いじめを行ってはならない。

(いじめ防止対策推進法 第4条)

第3 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法 第2条）

いじめの態様

- 1 冷やかし、からかい、悪口、脅し文句、嫌なことを言われる
- 2 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 3 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- 4 ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 5 金品をたかられる
- 6 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 7 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- 8 パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる

（文部科学省：児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査）

第4 いじめの防止等のための基本的方針及び取組

1 学校いじめ防止基本方針の策定

学校におけるいじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見、いじめへの対処）のための対策に関する基本的な方針を定める。

（いじめ防止対策推進法 第13条）

（1）いじめの防止に関する取組

ア 道徳教育の充実【第15条第1項】

- ・ 特別の教科 道徳の授業により、未発達な考え方や道徳的判断力の未熟さから起こる「いじめ」を未然に防止する。
- ・ 「いじめをしない・許さない」という人間性豊かな心を育てる。
- ・ 児童の実態に合わせて、内容を十分に検討した題材や資料等を取り扱った特別の教科 道徳の授業を実施する。
- ・ 子どもたちの心根が揺さぶられる教材や資料に出会わせ、人としての「気高さ」「心づかい」「やさしさ」に触れることによって、自分自身の生活や行動を省み、いじめを抑止する。
- ・ 富士見市独自の道徳教材の活用をする。

イ 体験活動の充実【第15条第1項】

- ・ 子どもたちが、他者や社会、自然との直接的なかかわりの中で自己と向き合うことで、生命に対する畏敬の念、感動する心、共に生きる心に自らが気づき、発見し、体得させる体験活動を実施する。
- ・ 福祉体験や国際交流体験やボランティア体験等、発達段階に応じた体験活動を体系的に展開し、教育活動に取り入れる。

ウ 児童生徒が主体的に行う活動・支援【第15条第2項】

- ・日々の授業をはじめとする学校生活のあらゆる場面において、他者と関わる機会や社会体験を取り入れる。
- ・子どもたちが、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くための具体的なプログラムやピア・サポート的な活動を教育活動に取り入れる。

エ 保護者及び地域住民等との連携【第15条第2項】

- ・授業参観、HP、学校・学年だより等による広報活動により、啓発を行う。
- ・保護者会等において、いじめの実態や指導方針などの情報を提供し、意見交換する場を設ける。
- ・インターネットを使用する時のルールやモラルについての啓発活動として高学年、保護者対象の研修や講演会を実施し、ネットいじめの予防を図る。

オ 計画的な教職員の研修の実施【第18条第2項】

- ・年間計画に基づく定期的な事例研修会を実施する
- ・児童理解に関する研修等を実施し、カウンセリング技量の向上を図る。

カ インターネットによるいじめ対応について【第19条第1項】

- ・ネット使用のルールや約束について、講習会や授業を行い正しい使用の仕方を学ぶ。(教師・児童・保護者対象の研修会実施)
- ・子どもとの信頼関係を築き、日々の観察や生活アンケート等で早期発見・早期対応に努める。

キ 特に配慮が必要な児童生徒への対応について

- ・発達障害、外国籍の子ども、性同一性障害等、特に配慮の必要な児童について、特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的にを行い、だれもが楽しみな学校を目指す。

ク 東日本大震災により被災した児童生徒または原子力発電所事故により避難している児童への配慮

- ・被災した児童が受けた心身への影響や慣れない環境への不安等を理解し、教育相談室や関係機関と連携し、適切なケアを行い、細心の注意を払いながら、被災児童に対するいじめの未然防止・早期発見に取り組む。

ケ 学校評価への位置づけ

- ・生徒指導・教育相談を中心とした分掌会議の充実により、指導に対する考え方や児童の情報を共有する。
- ・学年の枠を越えた教科担任制を推進し、チーム学校として、児童が担任のみならず、担任以外の教員にも相談できる体制を推進し、子どもと向き合う機会を確保する。
- ・「楽しみな学校」を目指した学校研究を推進して、児童にとって充実した学びの場を創造していく。
- ・「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施状況を学校評価の項目に置づけ、いじめ防止等のための取組の改善を図る。

(2) いじめの早期発見に関する取組

ア 定期的な調査等について【第16条第1項】

- ・いじめ実態調査アンケートは発見の手立ての一つであると認識し、学期に1回以上実施する。

イ 児童、保護者、教職員の相談体制【第16条第2項・第3項】

- ・教育相談主任を中心として、ふれあい相談員やスクールカウンセラー、富士見市「子ども未来応援センター」と連携した校内の相談体制づくりを行う。

ウ いじめを受けた児童の権利、擁護の体制【第16条第4項】

- ・子どもの目線で、子どもにわかりやすく、安心して相談できる仕組みをつくる。
- ・子ども自身が「自分の人権」「他人の人権」を学び理解を深める。
- ・子どもが意見を表明し、子どもが参加できる場や機会の充実を図る。

(2) いじめへの対処に関する取組

ア いじめの通報等の義務について【第23条第1項】

- ・発見した教職員は一人で抱え込まず、いじめ防止対策委員会に直ちに報告し、情報を共有する。

イ いじめの事実の確認及び教育委員会への報告【第23条第2項】

- ・いじめ防止対策委員会は速やかに関係児童から事情を聴き取り、いじめの事実の有無の確認を行った後、主に学級担任が被害児童・加害児童の保護者に連絡するとともに、教頭が教育委員会に報告する。

ウ いじめを受けた児童・行った児童の指導助言【第23条第3項】

- ・いじめを受けた子ども及びその保護者に対して支援する。
- ・いじめを行った児童に対する指導及び保護者に対して助言する。
- ・保護者と情報を共有し、保護者の理解・協力を得る。

エ いじめ後、安心して教育が受けられる措置【第23条第4項】

- ・児童に対する親身な教育相談を充実させ、市の教育相談室やスクールカウンセラー、養護教諭等との連携を図る。
- ・校内に教育相談室を設け、児童が相談しやすい雰囲気になるよう工夫し、環境を整える。

オ いじめを受けた児童の保護者と行った児童の保護者間の情報共有【第23条第5項】

- ・いじめの事実について正確に両者に伝わるようにし、誤解を生まないよう配慮する。
- ・当事者同士の話し合いの場を設定し、いじめた児童の謝罪・いじめられた児童への報復の防止等を行う。

カ いじめが犯罪行為の場合について【第23条第6項】

- ・いじめられている児童を徹底して守り通すという観点から、教育委員会と相談して、所轄警察署と連携を図り対処する。
- ・児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、教育委員会と相談して、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

2 いじめの解消とは

「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただしこれらの要件が満たされる場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

①いじめに係る行為の解消

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当期間とは、少なくとも3ヶ月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要と判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。

②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

2 水谷東小学校いじめ防止対策委員会の設置

学校がいじめに関する問題への対処をより実効的に行うため、いじめの防止等の対策の中核的な役割を担う組織を設置する。

(いじめ防止対策推進法 第22条)

<校内組織>

(1) 構成員

校長・教頭・教務主任・養護教諭・生徒指導教育相談部員・
関係教諭

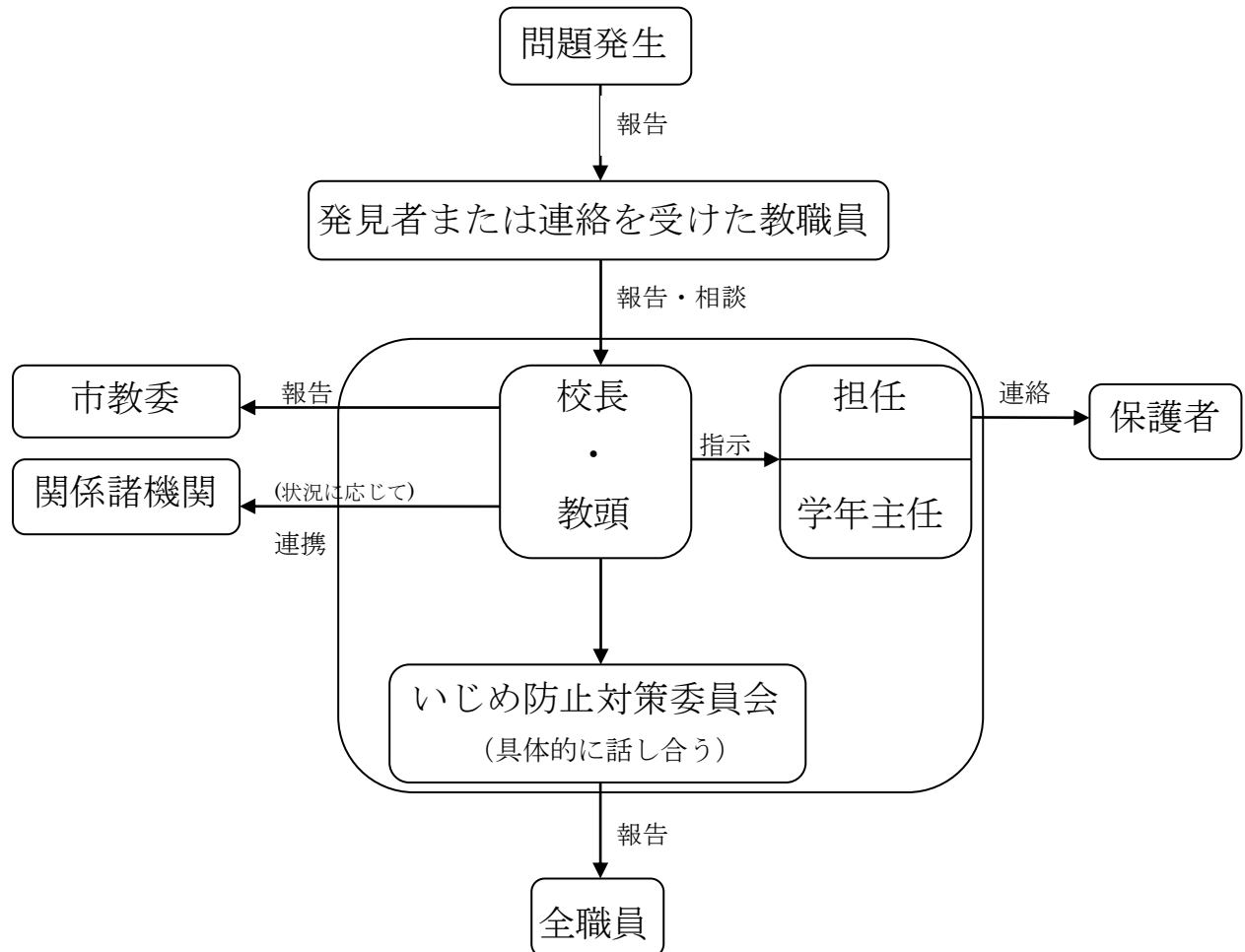
(2) 活動内容

- ・いじめ防止全体指導計画を策定する。
- ・児童理解に関する研修、指導援助に関する研修を実施する。
- ・各分掌の役割を明確化し、日常的な取組を実施する。
- ・いじめ防止対策委員会を中心とした校内の相談体制作りを行う。
- ・小中合同の研修を実施する。

(3) 開催

- ・月に1回、行うとともに、必要に応じて開催する。

<組織的対応>



※連絡は「いつ」「どこで」「だれが」「どのように」を正確・敏速に行う。

※対応は、児童・保護者の立場や状況を適切に判断して行う。

※事実の聞き取りの後、情報を確認（つき合わせ）してから指導をする。

※加害者側と被害者側の保護者同士を会わせる必要がある場合には、ゴールを想定して準備をする。

第5 重大事態への対処

1 重大事態とは

- (1) いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

『生命、心身または財産に重大な被害』について

- ・ 児童生徒が自殺を企図した場合
 - ・ 身体に重大な傷害を負った場合
 - ・ 金品等に重大な被害を被った場合
 - ・ 精神性の疾患を発症した場合 など
- (国のいじめの防止のための基本方針参酌)

- (2) いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めたとき

『相当の期間学校を欠席』について

- ・ 不登校の定義に踏まえ年間30日を目安とする
 - ・ 30日に達していなくても一定期間、連続して欠席している場合
- (国のいじめの防止のための基本方針参酌)

『相当の期間学校を欠席』していない場合でも児童等
や保護者から申立てがあった場合

(国のいじめの防止のための基本方針参酌)

(いじめ防止対策推進法 第28条)

2 重大事態の発生と調査

(1) 重大事態の調査及び情報提供について

【第28条第1項・第2項】

- ・ いじめられて重大事態に至ったという申出が児童や保護者からあった場合は、いじめ防止対策委員会は当該関係児童や在籍児童、教職員に対する質問紙調査や聞き取り調査を実施し、客観的な事実関係を速やかに把握する。
- ・ 調査にあたっては、調査結果をいじめられた児童や保護者に提供する場合があることを調査対象となる児童や保護者にあらかじめ説明しておく。
- ・ 調査によって明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童や保護者に対して説明する。また、適時、適切な方法で、経過報告も行う。
- ・ 情報の提供にあたっては、他の児童のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に配慮し適切に行う。

(2) 教育委員会への報告について【第30条第1項】

- ・ 個人情報の保護について適切な配慮及び措置を施した上で、速やかに、当該報告書を教育委員会に報告する。

第6 その他いじめの防止等のための重要事項

1 学校いじめ防止基本方針の見直し

学校は、学校基本方針に定めるいじめ防止等の取組が実効的に機能しているか水谷東小学校いじめ防止対策委員会において検証し、必要に応じて見直す。

(国のいじめの防止のための基本方針参酌)

2 年間行事予定

	教職員の活動	児童の活動	保護者への活動
4 月	○いじめ防止基本方針についての検討 【いじめ防止対策委員会】 ○いじめ対策に関わる共通理解 ○児童に対する情報交換	○学級開き・学級ルールづくり 【学級活動】 ○縦割り班遊び	○いじめ対策についての説明・啓発 【保護者会】
5 月	○第1回いじめ実態調査アンケート ○児童に対する情報交換	○行事を通した人間関係づくり ○縦割り班遊び ○人権作文（2～6年） ○人権標語（5年）	○いじめ対策についての説明・啓発 【学校公開日の学校説明】 ○保護者との情報交換 【教育相談】
6 月	○児童に対する情報交換 【生徒指導委員会】	○縦割り班遊び ○行事を通した人間関係づくり 【音楽会】	○保護者との情報交換 【教育相談週間】 ○地域関係機関との情報交換 【学校運営支援者協議会】
7 月	○学校評価の実施 ○児童に対する情報交換 ○いじめに関する教育相談・人権教育・道徳教育の研修 【校内研修】	○縦割り班遊び ○行事を通した人間関係づくり 【林間学校（5年）】	○保護者との情報交換・夏休みの過ごし方 【保護者会】 ○いじめ対策についての啓発

8月 ・ 9月	○児童に対する情報交換 【生徒指導委員会】 ○いじめに関する生徒指導の研修 【校内研修】	○縦割り班遊び ○行事を通した人間関係づくり 【修学旅行（6年）】 【運動会】	○保護者との情報交換 【保護者会】
10月	○第2回いじめ実態調査 アンケート ○児童に対する情報交換	○縦割り班遊び ○行事を通した人間関係づくり 【市内陸上大会】	
11月	○児童に対する情報交換 【生徒指導委員会】 ○調査をもとに、全学級で人権に関する道徳の授業の実施	○行事を通した人間関係づくり 【持久走大会】 いじめのない東小づくりの日 ○富士見市いじめのない学校づくり子ども会議を受けての取組 【児童会】	○保護者による学校評価の実施 ○地域関係機関との情報交換 【学校運営支援者協議会】 ○保護者との情報交換 【教育相談週間】
12月	○学校評価の実施 ○児童に対する情報交換	○縦割り班遊び	○保護者との情報交換・冬休みの過ごし方 【保護者会】
1月	○児童に対する情報交換	○縦割り班遊び ○行事を通した人間関係づくり 【東っ子まつり】	○いじめ対策についての啓発
2月	○第3回いじめ実態調査 アンケート ○児童に対する情報交換と研修 【生徒指導委員会】	○縦割り班遊び	○地域関係機関との情報交換 【学校運営支援者協議会】 ○保護者との情報交換・春休みの過ごし方 【保護者会】
3月	○「学校いじめ防止基本方針」の評価 ○今年度の問題の検討及び新年度の取組の検討 ○次年度学校いじめ防止基本方針の策定	○縦割り班遊び ○行事を通した人間関係づくり 【持久走記録会・6年生を送る会】	○学校評価の公表

平成27年12月
令和7年6月改定